

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各介護保険関係団体 御中

← 厚生労働省 老健局介護保険計画課・老人保健課

## 介護保険最新情報

### 今回の内容

「介護給付費請求書等の記載要領について」等の  
一部改正について

計4枚（本紙を除く）

Vol.394

平成26年9月24日

厚生労働省老健局介護保険計画課・老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう  
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111（内線 2164、3949）  
FAX：03-3503-2167

老介発0924第1号  
老老発0924第1号  
平成26年9月24日

各都道府県介護保険主管部（局）長 殿

厚生労働省老健局介護保険計画課長  
（公印省略）  
老人保健課長  
（公印省略）

「介護給付費請求書等の記載要領について」等の一部改正について

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律」（平成25年法律第106号）の規定に基づき、平成26年10月1日から「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」（平成6年法律第30号）の題名が「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改められることに伴い、「介護給付費請求書等の記載要領について」（平成13年11月16日老老発第31号）及び「公費負担医療等に関する費用に関して国民健康保険団体連合会が行う審査支払に係る委託契約について」（平成12年4月20日老介第3号）を別添のとおり改正し、平成26年10月1日から適用することとしたので、御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）及び国民健康保険団体連合会、関係者等に対し、その周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようにされたい。



「公費負担医療等に関する費用に関して国民健康保険団体連合会が行う審査支払に係る委託契約について」（平成12年4月20日老介第3号）の新旧対照表

改正後	現行												
<p>(略)</p> <p>別紙1 契約書例 (略)</p> <p>別表一（第一条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条の二（<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例によ</p> </td> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	<p>三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条の二（<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例によ</p>	(略)	(略)	<p>(略)</p> <p>別紙1 契約書例 (略)</p> <p>別表一（第一条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> <td style="width: 33%; text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条の二（<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の介護扶助</p> </td> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> <td style="vertical-align: top;">(略)</td> </tr> </table>	(略)	(略)	(略)	<p>三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条の二（<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の介護扶助</p>	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)											
<p>三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条の二（<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律</u>（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例によ</p>	(略)	(略)											
(略)	(略)	(略)											
<p>三 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十五条の二（<u>中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律</u>（平成六年法律第三十号）第十四条第四項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第二項において準用する場合を含む。）においてその例による場合を含む。）の介護扶助</p>	(略)	(略)											

る場合を含む。)の 介護扶助又は介護支 援給付		
(略)	(略)	(略)

又は介護支援給付		
(略)	(略)	(略)